

自費診療での新型コロナウイルス検査のご案内

2020年8月11日

本庄総合病院

院長 草間 芳樹

はじめに：「厚労省 相談の目安」によれば、「①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、③①②以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合」、に該当すれば、所轄の保健所など「帰国者・接触者相談センター」にまず相談する方針となっています。

埼玉県においては、相談を受けた所轄の保健所は、「ウイルス性肺炎が強く疑われる方」、「新型コロナウイルス感染が疑われる症状があり、除外診断として検査を緊急で必要としている方」、「濃厚接触者」に該当する場合、原則保健所における「行政検査」としてウイルス検査を行う対象となります。また、「新型コロナウイルス感染症特有の症状がある場合」、「医師が特に必要と認める場合」は、ウイルス検査は「保険診療」の対象となります。一方、無症状で「感染不安があり検査を希望される方」は「行政検査」や「保険診療」におけるウイルス検査の対象外となっています。一方、今後感染予防と経済活動の両立、いわゆるウィズ・コロナの時代において、感染拡大防止のため、ウイルス検査を必要とされる方が増加することが考えられます。

当院の方針：「厚労省 相談の目安」に該当する方は、所轄の保健所へ相談を要請します。「行政検査」の適応と判断された方は、保健所より指示される「帰国者・接触者外来」にて新型コロナウイルス検査を含む診察を指示されます。一方、保健所や当院の判断により、行政検査の適応ではないが「保険診療」の適応であると判断された場合は、当院の「発熱・風邪症状外来」で対応する方針としております。無症状で濃厚接触者に該当せず、なおかつ医師が保険診療上、特に必要と認めないものの、感染拡大防止の観点で合理的な理由がある場合、例えば「海外渡航や就労に際して必要である」場合などは、「自費診療での新型コロナウイルス検査」をご案内する方針としました。

対象：行政検査、保険診療の対象外の患者様であり下記の1～5全てを満たす方。

1. 体温が37.5℃未満であること
2. 2週間以内に本人・同居者が、①発熱、②せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまりなどの風邪症状、③息苦しさ（呼吸困難）やだるさ（倦怠感）、④味覚や嗅覚の異常、⑤下痢や悪心・嘔吐などの消化器症状、⑥新型コロナウイルス発症者との濃厚接触、⑦海外渡航または流行地域や施設への滞在、のうち1つも該当しないこと
3. 医師が保険診療上、特にウイルス検査を必要と認めないと判断されること。（無症状で濃厚接触者でない方であっても、「医療機関に入院の予定がある、又は飛沫・エアロゾル感染リスクを伴う手術療法・侵襲的な検査（消化器内視鏡検査治療など）を受ける予定がある」などの場合は、保険診療の対象となる可能性があります）
4. ウイルス検査の性質（診断の限界等）を十分理解し、費用負担等の承諾が得られていること
5. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの装着、手指の消毒、3密の回避など新しい生活様式を実践する意思があること

施行できるウイルス検査と費用：

○新型コロナウイルス IgG、IgM 抗体価簡易迅速検査

料金；2項目セット 5,000 円＋税

○新型コロナウイルス IgG、IgM 抗体価定量検査

料金；2項目セット 14,000 円＋税

○新型コロナウイルス PCR 検査

料金； 30,000 円＋税

必要書類：問診票、感染症検査同意書（自費用）

自費診療内容：ウイルス検査（PCR 検査、抗体価検査）及び証明書の交付

証明書の受領方法；原則として病院窓口にご本人様が受領していただくこととします。

対応時間：利用者様のご希望日時と当院が対応できる日時を調整し決定させていただきます。

新型コロナウイルス検査について

2020年8月11日改訂

○新型コロナウイルス PCR 検査

鼻咽頭や鼻腔ぬぐい液より、ウイルスの遺伝子を増幅させて検出する方法です。

当院では検査結果判明まで2～3日を要します。

陽性判定が出た場合、現在、新型コロナウイルスに感染していることを意味します。

陽性判定の場合は、所轄の保健所に診断した医師が速やかに届け出て、以降の療養方針は保健所より指示されることとなります。

また、偽陰性（本当は感染者なのに陰性と判定されることがあること）も起こりうる、又は複数回の PCR 検査で陽性となることもあるため、本検査が陰性であるからといって、「新型コロナウイルスの保有者ではない」又は「ウイルスを排出し人に感染する危険性がない」という確証にはならないことをご理解下さい。

○新型コロナウイルス抗原検査 *自費診療ウイルス検査では用いません。

鼻咽頭ぬぐい液又は唾液より、ウイルスの抗原を検出する方法です。

検査結果判明まで30～60分を要します。

症状がある方には発症2日目から9日以内については、抗原検査キットを用いることは有用ですが、無症状の方や発症1日目の方には抗原検査キットを用いることは不向きで、この場合はPCR検査が優先されます。自費診療は無症状の方を対象としているため抗原検査を用いないのはこのためです。抗原検査はPCR検査に比して感度（感染者を陽性と判定する能力）が劣り、抗原検査陰性、PCR検査陽性の感染者もみられるため、抗原検査が陰性であることは、感染者ではないという確証にはなり得ません。

PCR検査同様、本検査が陽性の場合、新型コロナウイルスに感染していることを意味します。

陽性判定の場合は、所轄の保健所に診断した医師が速やかに届け出て、以降の療養方針は保健所より指示されることとなります。

○新型コロナウイルス IgG、IgM 抗体価検査

簡易迅速検査；指先から数滴の血液を採ります。約 15 分で結果が出ます。本検査は一定以上の抗体価が検出されれば陽性、されなければ陰性と判定されます。

抗体価定量検査；静脈血より採血します。数日後に結果がでます。簡易迅速検査は陽性か陰性かのみ判定のみなのに対して、本検査は IgM、IgG 抗体価の量を測定することができ、簡易迅速検査より診断精度が高いことが特徴です。検査結果判明まで 1 週間程度を要します。

IgM 抗体はウイルスなどの微生物が侵入した後に、最初につくられる抗体で、一般に発症から約 1 週間前後で抗体量が増え、検査で陽性となります。IgG 抗体は一般に発症から 3～4 週間経過してから抗体量が増え、検査で陽性となります。

- ① IgM(-) /IgG(-)：新型コロナウイルスにかかったことがない可能性を示唆します。但し、発症直後は偽陰性といって、本当は罹っているにも関わらず陰性と出てしまうこともあるため、罹っていない確証にはなりません。
 - ② IgM(-) /IgG(+)：新型コロナウイルスに罹っており。症状が消失していれば治癒している可能性もあります。但し、一般的には IgM 上昇が IgG 上昇先行しますが、新型コロナウイルス感染症は IgG 上昇が先行することもあります。感染者である可能性が否定できないため、当院では追加の PCR 検査を推奨します。また IgG 抗体は新型コロナウイルスの場合、二度と同じウイルスには感染しない保証になるとの確証には至っておりません。
 - ③ IgM(+) /IgG(-)：新型コロナウイルス感染症に罹っており、IgG 抗体が検出される前である早期の感染段階である可能性を示唆します。当院では追加の PCR 検査を推奨します。
 - ④ IgM(+) /IgG(+)：新型コロナウイルス感染症に罹っており、③の場合よりは遅いものの比較的発症早期の可能性のある可能性を示唆します。当院では追加の PCR 検査を推奨します。
- *③や④のように IgM(+) の場合、他者へ感染させる可能性が否定できないため、感染予防策を徹底していただき、現在感染しているかどうかを調べるために、速やかに PCR 検査、抗原検査を追加する必要があります。陽性の場合、新型コロナウイルス感染症と診断され、以降の療養方針は保健所より指示されることとなります。